

環境影響評価審査書

118 日産先行開発センター建設事業

I 総括事項

日産先行開発センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、日産自動車株式会社が、先行技術開発力を強化するため、厚木市森の里青山1番1号ほかの面積約131,200平方メートルの敷地（以下「実施区域」という。）に、研究開発施設を整備しようとする事業である。

実施区域は、学校、研究施設、住宅等が立地する厚木市の厚木森の里地区内の学園研究施設地区に位置し、以前、青山学院大学が校舎の敷地として使用していた土地であり、準工業地域に指定されている。

また、実施区域の周辺は高等学校、大学、企業の研究所が立地するほか、西側には、住宅地が広がり、良好な環境を維持するために独自に結ばれた緑化協定等により、実施区域内を含め比較的豊かな樹林が残されている。

本件事業は、このような実施区域において、従前の土地の改変を行うことなく、既存の建物を順次解体しながら実験棟8棟等、新たに研究所を建設する事業であり、新設する施設の中には高さの高いものもあること、工事・通勤車両等により実施区域周辺の交通量の増大が見込まれること、さらには高圧ガス及び危険物の貯蔵や使用を計画していることから、工事の実施や施設の供用による環境への影響が懸念される。

したがって、本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺の環境に及ぼす影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても、引き続き環境の保全に努める必要がある。

○ 地域の貴重な緑地の一部である実施区域内における外周部を中心とした樹林の保全や周囲の景観との調和について、十分に配慮する必要がある。

○ 工事中及び供用開始後の関係者車両の走行に伴う周辺地域の交通安全や交通流に及ぼす影響について、適切な対応を図る必要がある。

○ 高圧ガス及び危険物等の貯蔵や使用を踏まえた安全計画並びに災害時を想定した綿密な防災保安計画を策定し、適切な対応を図る必要がある。

○ 事業実施に当たっては、具体的な施設計画や環境保全対策などについて、近隣住民等に十分説明する機会を設け、騒音、振動などの環境保全上の課題が生じた場合は、適切な対応を図る必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の環境影響予測評価書案に係る各評価項目等についての個別の審査結果は、次のとおりである。

事業者は、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

II 個別事項

1 廃棄物・発生土

施設の稼働に伴う廃棄物については、分別収集を実施し、再資源化に努め、総再資源化率99.4パーセントとされているが、再資源化については外部処理業者委託分が比較的多く含まれることから、外部処理委託業者の適切な選定と処理方法の確認等を行い、再資源化を確実に推進すること。

また、廃棄物の分別収集及び処理方法において、再資源化の方法とその利用先についての関連性が不明確な部分があることから、これら方法と利用先の関連性を整理し明らかにした上で、再資源化を適正に行うこと。

2 景観

主要な展望地点からの景観に著しい影響を及ぼさないとしているが、規模の大きな施設を計画していることから、圧迫感の軽減や周辺環境との調和など景観への影響をさらに少なくするよう努めること。

このため、既存施設の持つイメージや周辺環境との調和、実施区域周辺から見た景観への配慮についての考え方を明確にし、その配慮内容についてより具体的に示すこと。

3 安全（交通）

施設の供用に伴い発生する関係車両については、実施区域周辺の道路における円滑な交通流を確保するため、特に通勤車両については、総台数1,000台を上限とする総量規制を実施し、さらに周辺の道路状況に応じた通勤ルートの指定やフレックス制度を導入することとしている。

しかしながら、実施区域周辺地域の交通流へ与える影響を低減する観点から、周辺道路交通などの状況についてモニ

タリング調査を行い、周辺地域の交通流への影響の程度を把握すること。
また、その影響の程度によっては、通勤車両の総台数の削減など、通勤計画の見直しを適切に行うこと。

4 その他

(1) 緑化計画

事業の実施に当たっては、実施区域内における外周部の樹林は改変しないとしているが、良好な状態を維持していくために、樹林の管理にあたっては、維持管理目標を設定し、適切な樹林の維持管理を行うこと。
また、樹林の維持管理にあたっては、常に維持管理手法に関する最新の知見を採用するなど、柔軟に維持管理計画を見直すこと。

(2) 防災保安計画

防災保安計画の策定に当たっては、地元消防署及び警察署等所轄行政機関と十分協議した上で、適切な防災保安体制、従業員教育及び防災設備の設置等を図る計画であるとしているが、大量の高圧ガス及び危険物や、毒性を有する物質の使用及び貯蔵を計画していることから、どのような災害が発生するか想定した上で、適切な安全対策を検討し明らかにすること。

また、実施区域は住宅地に隣接していることから、防災保安計画の内容や災害発生時における周知方法などについて、近隣住民などに対し十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

(3) 安全計画（高圧ガス、危険物）

本件事業において使用を計画している高圧ガス及び危険物等について、種類ごとに使用形態及び貯蔵方法を具体的に示すとともに、貯蔵場所についても明確に示し、綿密な安全計画を策定すること。